

別表1（第2条関係）

対象団体については以下のとおりとする。

(1)

弘治地域活動協議会	西成区子ども会育成連合会
長橋地域活動協議会	西成区学校歯科医会
萩之茶屋地域活動協議会	西成区PTA協議会
今宮ふれあい地域活動協議会	西成区PTA・OB会
橘地域活動協議会	西成区生涯学習推進委員会
松之宮地域活動協議会	生涯学習推進員西成区連絡会
梅南地域活動協議会	西成区視聴覚教育協議会
玉出地域活動協議会	西成区体育厚生協会
岸里地域活動協議会	スポーツ推進委員西成区協議会
千本地域活動協議会	西成区商店会連盟
津守地域活動協議会	西成区選挙管理委員会
南津守地域活動協議会	西成区人権啓発推進会
北津守地域活動協議会	交通事故をなくす運動西成区推進本部
山王地域活動協議会	社会を明るくする運動西成区推進委員会
飛田地域活動協議会	西成区身体障害者団体協議会
天下茶屋地域活動協議会	西成区視覚障害者福祉協会
一般財団法人 大阪市コミュニティ協会西成区支部協議会	西成区肢体障害者協会
西成区地域振興会	西成区聴言障害者協会
社会福祉法人 西成区社会福祉協議会	西成区ボランティア連絡協議会
西成区民生委員児童委員協議会	西成区保健医療福祉協議会
西成地区保護司会	西成区食生活改善推進員協議会
西成地区更生保護女性会	西成区健康づくり推進協議会『旭の会』
西成地区BBS会	
西成区母と子の共励会	
西成区青少年指導員協議会	
西成区青少年福祉委員協議会	

(2) その他区長が必要と認める団体

別表2（第2条関係）

対象団体については以下のとおりとする。

(1) 別表1の(1)の団体における各連合（地区）もしくは単位（下部）の組織。

(2) その他区長が必要と認める団体